

令和3年度
事業計画書

自 令和 3年4月 1日

至 令和 4年3月31日



社会福祉法人
長久手市社会福祉協議会

令和3年度社会福祉法人長久手市社会福祉協議会

事業計画

近年、多様な価値観のもと、地域住民が抱える地域生活課題は複雑かつ多岐にわたっており、従来の支援体制では、複雑・複合的な課題や制度の狭間のニーズへの対応が困難になっています。昨年「地域共生社会の実現を図るための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、市町村において既存の相談支援等の取り組みを活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に行う事業が創設され、本市においても地域共生社会推進事業が進められます。

長久手市社会福祉協議会は、本市における重層的支援体制の一翼を担い地域福祉推進の中核としての役割を果たすため、事務局組織体制を改編し伴走支援できる体制を整え、行政、医療・福祉、教育、企業などと幅広く連携・協働しながら、高い公益性と社会福祉法人としての自主性、創造性を発揮し、普段から地域の顔見知りの関係の中で互いに支え合える地域コミュニティづくりを加速させ、「共生・共創のまちづくり」に取り組み、住民一人ひとりが抱える諸課題の解決を目指して事業を展開してまいります。

また、事業運営の透明性の向上や財政基盤の充実を図りながら健全な法人運営に努めるとともに、3年目を迎える「第2次長久手市地域福祉計画・地域福祉活動計画」で掲げる地域住民、行政、各種関係機関と社会福祉協議会が協働し「ともに進む」という行動指針のもと、地域共生社会の理念である、全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことのできる社会の実現のための取り組みを一層強化し、様々な地域生活課題の発見・把握と解決に向けて事業を推進してまいります。

一方、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、経済活動が停滞し、個人事業主・企業等やそこで働く従業員の多くが大きな影響を受けるなど、その深刻さが世代を問わず増えています。影響の長期化が懸念される中、生活福祉資金の貸付等をはじめ生活に困窮する方々へ、より一層の相談援助活動を推進してまいります。

実 施 事 業

1 地域共生社会推進事業

地域共生社会の実現に向け、住民に身近な地域において、子ども、高齢、障がい、生活困窮、さらには育児・介護に同時に直面する家庭など、世帯が抱える様々な悩み事を気軽に相談でき、専門的な支援機関に結び付けられる環境づくりと、住民一人ひとりが地域とのつながりを強め、住民間で支え合う地域づくりを行います。

(1) 地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制づくり（包括的相談支援事業）

地区社協の運営、関係機関等の情報交換の場の開催を通じ、住民が抱える地域生活課題に対し、相談者の属性・世代・相談内容に関わらず、包括的に相談を受け止め、世帯支援の視点で対応します。

＜主な取り組み＞

- ① 地区社協の運営
- ② 関係機関と定例的に情報共有を図る

(2) 多機関協働による包括的支援体制づくり（多機関協働事業）

複合化・複雑化した生活課題に総合的に対応するための包括的な相談支援体制を構築し、福祉分野に限らず、さまざま分野の関係機関や地域資源等と連携・協働しながら、複合的な課題を抱える人や世帯の生活再建や自立を支援します。

＜主な取り組み＞

- ① 複合化した課題の把握・支援計画の作成
- ② 関係機関との連絡調整・支援内容の進行管理
- ③ 相談支援包括化推進会議への出席

(3) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

ひきこもり状態にある場合や複数分野にまたがる複合課題を抱えている人に支援を届けるため、共生ステーションやサロン活動等の定期的な訪問や、「福祉のなんでも相談」の実施をしていきます。

＜主な取り組み＞

- ① 共生ステーション・サロン活動等へのアウトリーチ
- ② 福祉のなんでも相談会の開催

(4) 参加支援事業

地域の中で困っていながらも相談できずに孤立し、ひきこもりがちな方やそのご家族、知人等が気軽に相談できる仕組みを作ります。また、病気や障がい、就労が困難等の理由から、日中活動をしていない方に向けた居場所を整備し、社会参加に向けた支援を行います。

＜主な取り組み＞

- ① 社会参加に向けた支援メニューの開拓
- ② ひきこもりがちな方々への居場所整備・相談体制の整備
- ③ 制度や地域資源へのマッチング・コーディネート

(5) 地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業

① 支援者の育成・確保

サロン活動を通じ、参加者から地域で活躍できる支援者を発掘し、その他の活動（サロン・共助の基盤づくり事業の支え手）で活動していただけるようにマッチングします。また、各小校区のCSWが支援者の把握に努めます。

② 活動の場の提供

避難行動要支援者への平常時からの見守りの提供など、住民同士が支え合う仕組みを作ります。

<主な取り組み>

ア 支え手と要支援者・地域資源とのマッチング

イ 地域で支え合うための人材育成

(6) 生活支援体制整備事業

高齢者はじめ誰もが参加できる様々な集いの場や、支え合いの仕組みを創るため、住民や地域の企業とのコラボレーションにより居場所づくりをすすめます。

<主な取り組み>

① サロン活動の支援

② 地域企業との居場所づくり活動

③ CSW 主導の居場所づくり活動

2 認知症地域支援事業

「認知症になっても安心して暮らせる地域」をめざし、認知症の人やその家族の視点を取り入れながら、普及啓発、家族介護者支援、地域での見守り、関係機関との有機的連携に取り組んでいきます。認知症の理解を促進するためのイベント等を通して啓発を行うとともに、地域による見守り強化に取り組んでいきます。あわせて、介護者同士の交流を通じた心理面での負担軽減、介護知識の習得支援等を進めていきます。さらに、地域全体で認知症の人及びその家族を見守り支える体制づくりに向けて、介護・医療機関だけでなく地域の商店や民間企業も含めたネットワークの構築を目指します。

<主な取り組み>

(1) 認知症サポーター養成講座

(2) 認知症理解普及啓発

(3) 認知症家族支援事業

(4) 認知症カフェ運営支援・開拓・開発

(5) 認知症高齢者の地域での見守りに関する普及啓発事業

3 地域福祉事業

広報活動、会員加入や福祉まつりなどにより市民に福祉への知ることや参加の機会を提供することで「地域丸ごとのつながりの強化」をめざします。また生活福祉資金の貸付や日常生活自立支援事業などの事業により世帯や個人が自立できるように支援しま

す。

<主な取り組み>

- (1) 2021 長久手市福祉まつり事業
- (2) 男性の料理教室事業
- (3) フードドライブ事業
- (4) ふ・く・しフォトコンテスト
- (5) 会員募集事業
- (6) ひとり親家庭入学準備助成事業
- (7) 生活福祉資金・はやぶさ資金貸付事業
- (8) 日常生活自立支援事業
- (9) 広報事業
- (10) 歳末たすけあい募金配分金事業

4 共同募金運動事業

地域の福祉課題と県内の広域的な福祉課題及び災害時の支援の重要な財源となる共同募金運動を広く進めます。戸別募金、法人募金など対象者別、赤い羽根共同募金、地域歳末たすけあい運動などの運動の目的や趣旨に沿って市民、法人、団体などに広く協力を求めて市内全体で共同募金運動を推進します。

配分金事業の結果報告を広く周知することで共同募金の意義や目的の理解が深まるようにしていきます。

<主な取り組み>

- (1) 赤い羽根共同募金運動
- (2) 地域歳末たすけあい運動
- (3) 1月～3月期の共同募金運動
- (4) 共同募金委員会の運営

5 ボランティア養成事業

ボランティア活動の拠点として、ボランティア情報の収集、発信、ボランティアに関する講座の開催、ボランティア相談窓口の開設など、ボランティア養成を目的とした事業を行います。

令和4年度長久手市で開催される東尾張ブロックボランティア集会に向けて、市内のボランティアと協力し、開催準備を行います。

<主な取り組み>

- (1) ボランティア相談事業
 - ①ボランティア相談員相談
 - ②出張ボランティア相談
- (2) ボランティアマッチング実施
 - ①かわら版発行

- (3) ボランティア活動助成
- (4) ボランティア保険加入受付
- (5) 福祉機器など貸し出し
- (6) ボランティアセンター運営委員会開催
- (7) ボランティア養成事業
 - ① ボランティアセンター事業等説明会
 - ② 夏ボラ（夏休み中学・高校生対象1日ボランティア体験事業）
 - ③ 家庭体験ボランティア養成事業
 - ④ ボランティア登録等説明会
- (8) 災害対策事業
 - ① 防災ボランティアコーディネーター養成講座
 - ② 防災倉庫整備
 - ③ 市内一斉防災訓練への参加協力

6 福祉教育事業

福祉に関する様々な事柄を子どもたちの学びの支援から地域住民に対する生涯学習の視点まで、幅広く行います。そのために地域住民、福祉団体やボランティアなど参加により、障がい者、高齢者といった漠然とした対象ではなく実際に地域でふだんのくらしを営む身近な他者であることを伝え、他者の生活課題を「他人事」とするのではなく、「自分事」として身近な福祉課題として意識できるように取り組んでいきます。

<主な取り組み>

- (1) 社会福祉協力校委嘱
- (2) 福祉実践教室実施
- (3) 児童・生徒福祉体験学習
- (4) 福祉作文コンクール
- (5) 赤い羽根作品コンクール事業

7 福祉団体事務

各福祉団体の事務を行い、運営のサポートをします。

<主な取り組み>

- (1) 福祉団体事務局
 - ① 長久手市シニアクラブ連合会
 - ② 長久手市遺族会
 - ③ 長久手市身体障害者福祉協会
 - ④ 長久手市子ども会連絡協議会
 - ⑤ 希望の会

8 生活困窮者自立支援事業

さまざまな理由で生活に困窮している方や世帯に対し、困りごとや課題の解決を図りながら、地域で自立した生活を送ることができるよう支援します。また、複合的な課題を抱える生活困窮者への支援を通じて、福祉分野のみならず、労働、保健、文教、金融、住宅、司法等のさまざまな分野と連携し、支援ネットワークを構築していきます。

<主な取り組み>

- (1) 自立相談支援事業
- (2) 家計改善支援事業
- (3) その他生活困窮者自立支援事業に関する業務
 - ① 住居確保給付金申請受付
 - ② 一時生活支援事業受付
 - ③ 支援調整会議の開催

9 地域包括支援センター

高齢者の暮らしを地域でサポートするための拠点として、介護・福祉・健康・医療など、様々な分野から高齢者とその家族を総合的に支えます。また、誰もが住み慣れた地域で可能な限り暮らし続けられるよう、市民と専門職が一体となって、課題解決のために、何が必要なのかを考え、地域の新しいしくみ作りを行います。

<主な取り組み>

- (1) 総合相談業務
- (2) 権利擁護業務
- (3) 包括的・継続的ケアマネジメント業務
 - ① ケアマネサロンの開催（年6回）
 - ② 地域ケア会議開催（月1回）
- (4) 介護予防ケアマネジメント等業務
 - ① 介護予防支援（予防給付）
 - ② 介護予防ケアマネジメント（総合事業）
- (5) その他
 - ① 出前講座・出張相談の開催
 - ② 認知症初期集中支援チーム員業務
・認知症初期集中支援チーム員会議への参加（月1回）
 - ③ 認知症普及啓発推進員業務
・認知症普及啓発推進員会議への参加（月1回）
 - ④ 食の自立支援事業訪問調査（通年）

10 障がい者相談支援センター

障がいや病気のために、日々の生活の中で生きづらさを抱えている本人・家族と一

緒に「どんな生活を送りたいか」「今どんな困り事があるのか」ということを考え、解決に取り組みます。また、地域にある社会資源（福祉サービス事業所・保育園・学校・医療機関など）と連携し、ネットワーク作りに努め、支援の必要な方をチームで支えられる仕組み作りをしていきます。

＜主な取り組み＞

- (1) 障がい児・者、難病を持つ人に対する相談全般
- (2) サービス等利用計画・障害児支援利用計画
- (3) 障害支援区分認定調査
- (4) 個別訪問調査
- (5) 会議等の開催
 - ① 相談支援連絡会
 - ② 基幹運営会議
- (6) 障がい者自立支援協議会の運営
- (7) 就労支援コーディネート事業
- (8) 権利擁護・虐待防止

1.1 居宅介護支援事業

要介護（要支援）認定を受けている利用者が、可能な限り住み慣れた自宅や地域で自立した日常生活を送ることができるよう、心身の状況や置かれている環境に応じてケアプランを作成し、介護サービスなどの社会資源が適切に提供されるよう、関係機関との連絡・調整を行います。また、地域で開催される会議や研修等へ参加し、各自のスキルアップを図るとともに、地域の中に存在する8050問題、世帯の困りごとなどにも早期に気づき、専門機関へ繋げる取り組みにも力を入れていきます。

＜主な取り組み＞

- (1) 要介護（要支援）認定者の介護相談・ケアマネジメント業務
- (2) 介護サービス計画作成
- (3) 介護予防計画・介護予防マネジメント作成
- (4) 介護保険要介護認定調査
- (5) その他
 - ① 内部研修
 - ② 外部研修
 - ③ 地域ケア会議
 - ④ ケアマネサロン長久手
 - ⑤ 他居宅介護支援事業所開催の事例検討勉強会
 - ⑥ 各種部会
 - ⑦ 各種ケアマネジャー研修